R7 いじめ防止基本方針

- 1 本方針策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 基本理念
- 4 いじめ問題への対応
- 5 重大事態への対処
- 6 人権侵害

※ 分冊資料7.その他

1 本方針策定の目的

本町小・中学校では全校が統一して、家庭や地域と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいていじめの防止、早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進する「上市町 いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「子供生徒(※1)に対して、当該子供生徒が在籍する学校に在籍している等、当該子供生徒と一定の人的関係(※2)にある他の子供生徒が行う、心理的又は物理的な影響(※3)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった子供生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、定義する。(「いじめ防止対策推進法」より)

- ※1 本町立小・中学校に在籍する児童・生徒を指す。
- ※2 学校の内外を問わず、同じ学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等 当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童・生徒と何ら かの人間関係を指す。
- ※3 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすること等を意味する。

3 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。(いじめ防止対策推進法第1条より)

また、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。そのため、いじめに対する認識を 全教職員で共有し、全ての子供を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期 発見・早期対応に取り組むことが重要となる。

さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自 覚し、主体的かつ相互に連携して取り組むことが大切である。

個々の行為が「いじめに当たるか否か」の判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、当該児・生徒がいじめられたと感じたことをもって判断する。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「**いじめ対策生徒指導委員会」(図6)**を活用するなどして、より共感的、客観的に判断するよう努める。

なお、具体的ないじめの態様として、以下のものが想定できる。

- ✔ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。
- ✔ 仲間外れ、集団による無視等をされる。
- ✔ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりすることが継続的に行われる。
- ✔ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりするなど、暴力的行為を受ける。
- 全品をたかられる。
- ✔ 金品を隠されたり、持ち物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ✔ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ✔ SNS等、ネットを通して、誹謗中傷を書き込まれるなど、嫌なことをされる。

この他にも、時代に即していじめの形態は変化するものととらえ、児童・生徒の立場に立った認知・判断等を進める。

加えて、児童・生徒の発達段階も考慮し、本基本方針の策定や方針に基づいた対応等に おいては、必要に応じて児童・生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児 童・生徒の、主体的且つ積極的な参加が確保できるよう、留意する。

4 いじめ問題への対応

- (1) いじめ未然防止のための取組
 - 1 「いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり
 - 1) 子供一人一人が生きる、あたたかな学級経営 「いじめは、人として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体につくるとと もに、自他を大切にする心と態度を育てる学級経営に努める。
 - 2) 道徳教育・人権教育の充実 道徳科では、子供自らが考え、議論できる課題や展開を工夫し、心を耕す授業づくりに努める。また、道徳科の年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
 - 3) 子供一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、高める教育活動の推進
 - A) 分かる授業の実践

一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、話合い活動の充実と学力 向上の保障、学びを振り返る場の設定を図ることで、一人一人が達成感を味わ い、自己肯定感や自己有用感を育み、高めるようにする。

- B) 主体的に取り組む子供会活動・学級活動の充実 子供が自律的に学校をよりよくしていこうとする子供会活動や、生活の向上意識 を醸成する学級活動の充実を図り、一人一人が役割をもって活動・活躍できる場 の設定を図る。また、たてわり班活動や子供集会を工夫し、子供同士の多様な関 わり合いを図ることで、自他を思いやる心を適切に育むことができるように努め る。
- C) 学校行事等での、子供一人一人の活躍の場の設定
- D) 子供一人一人が目的意識をしっかりともち、自分たちで企画・運営することができる学校行事の設定を図る。「自分たちによる、自分たちのための行事」と、学校行事への参画意識を高めていくことで、一人一人が活躍の場を求め、生き生きと企画・運営・活動するようになり、その中で達成感を十分に味わい、自己肯定感や自己有用感、自他の異なりを認め合う心が育まれるよう努める。
- (2) いじめ防止に向けた体制づくりの強化
 - 1 いじめ問題に関する年間指導計画の作成と取組

いじめの未然防止・早期発見への取組と、校内委員会等を含めた教職員研修を関連付けた年間指導計画を作成・実施する。また、随時、計画の見直しを図り、より適切な取組となるよう改善に努める。

※ 分冊資料 7.いじめ対応年間指導計画

2 いじめに関する研修体制の充実

本校におけるいじめの実態や、社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめ防止・早期発見のための方策や、発見したときの対応の仕方等についての研修体制の構築及び、それに基づいた実践を図る。

- 3 いじめ早期発見のための取組
 - 1) 日常観察

休み時間や放課後の子供の様子の観察、日記等での子供とのやりとり、保護者との懇談会等を通して、教職員はアンテナを高くして、子供一人一人の実態を見守るようにする。些細な兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくよう努める。また、子供や保護者、教職員が気軽に相談できる雰囲気をつくるとともに、いつでも相談できる体制の整備に努め、子供や保護者の思いや悩みに素早く対応できるようにも努める。

2) 保護者や地域、関係機関との連携 子供、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携がとれるようにする。ま た、教育委員会、中学校、総合教育センター等の関係諸機関と連携して、情報交換や課題解決を図る。また、ホームページを活用して、学校の動きを地域や家庭 に適時発信し、学校理解の推進のために努める。

3) 子供の視点に立った、相談体制の充実 定期的なアンケート調査と教育相談週間を設定し、子供一人一人の思いや人間関 係等を把握することで、担任との心のやりとりが深まるようにする。また、必要 に応じて、一人一台端末の活用や、担任以外の教職員(SCやSSWを含む)が 相談相手を務める機会を設定し、子供にとって相談しやすい環境づくりを推進す る。これらのアンケート調査や教育相談を通して得たいじめ等に関する情報は、 全教職員で共通理解を図り、早期対応を図る。

4 いじめが起きたときの早期対応

- 1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、いじめられた子供や、いじめを知らせてきた子供の安全を確保する。また、子供同士の場合は、いじめていた子供と、いじめられていた子供との場を分けて、安全を確保する。
- 2) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する.
- 3) いじめの事実が確認された場合、直ちに「いじめ対策生徒指導委員会」(図6)を設置、情報を共有し、組織的な対応を協議する。
- 4) 協議の結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- 5) 犯罪行為を伴うもの等、本校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察 署と相談をして対応する。
- 6) いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、 その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであること を理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育む。
- 7) 再発防止を図り、いじめを受けた子供・保護者に対する支援、いじめを行った子供への指導・支援と、その保護者への助言を継続的に行う。

5 いじめが「解消している」状態の判断

- 1) 単に謝罪をもって安易に解消とすることなく、少なくとも下記の2つの用件が満たされているか、いじめ対策生徒指導委員会等において複数の眼で確認する。
 - A) いじめに係る行為が止んでいること
 - 被害児童・生徒に対する、心理的または物理的な影響を与える行為(ネットを通じて行われる行為も含む)が止んでいる状態が、相当期間継続しているかを諮る。ここでの相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、その事案の内容によっては、3か月以上、年単位も含め、長期に渡り見守り続けていく必要がある。
 - B) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒が、当該いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められるか否かを諮る。その際は、被害児童・生徒に加え、その保護者や家族に対して面談等を行い、確認することが必要になる。

6 いじめが起きた集団等への働きかけ

- 1) いじめが解消している状態に至った上で、児童・生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童・生徒による被害児童・生徒への謝罪だけで終わるものではないことを、教職員は改めて認識する必要がある。
- 2) 被害児童・生徒の心身の回復、加害児童・生徒が抱えるストレス等の問題の除去に加えて、被害児童・生徒と加害児童・生徒を始めとする、他の児童・生徒との

関係修復や新たな好ましい関係づくり等を図ることが大切である。双方の当事者 や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み 出すことによって、初めて当該いじめが解消された、と捉えることが必要となる。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義 (「いじめ防止対策推進法」より)
 - 1 いじめにより<u>児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害(※1)</u>が生じた疑いが あると認められる場合。
 - 2 <u>いじめにより、児童・生徒が相当の期間学校を欠席する(※2)</u>ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
 - 3 児童・生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった 場合
 - ※1 いじめを受けている児童・生徒の状況に着目し判断する。下記のようなケース が想定される。
 - ✔ 児童・生徒が自殺を企図した場合
 - ✔ 身体に重大な障害を負った場合
 - ✔ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ✔ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - ※2 不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童・生徒が年間30日を目安とし、 欠席している状態。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、30日 という目安によらない。

(2) 重大事態への対処 【いじめが起きた時の組織対応】(図7)

- 1 直ちに保護者、関係機関等と連携して、いじめを受けた子供の心身の安全確保を行う。
- 2 速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を 設置する。
 - A) 当該事案の調査を行う主体をどこにするのか、どのような組織編成にするのかなどについて、協議する。
 - B) 調査の主体が、学校になる場合と町教育委員会なる場合が想定できる。
 - C) 学校が調査主体となった場合は、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織を基本とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会等)を組織することも検討する。
 - D) いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」が、事実関係について調査を実施している場合は、第三者(弁護士等)に調査資料の再分析を依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで、重大事態の調査とする場合もある。
- 3 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切 に図る。
 - A) 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰と行われ、どのような態様であったか。また、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係に潜む問題点、それらに対して教職員がどのように対応したかなど、事実関係を可能な限り網羅的に把握する必要がある。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要となる。
 - B) 調査の実施は、被害児童・生徒やその保護者の意向を的確に把握し、調査方法等を工夫しながら進めることが大切である。
 - C) 調査を実施するに当たり、学校自身にとって不都合な事実があっても、その事実 にしっかりと向き合う姿勢が重要となる。
 - D) 学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

- E) 調査により把握した情報の記録は、町の文書管理規程に基づき、適切に保管する。
- 4 調査結果について、いじめを受けた子供・保護者に対し、事実関係その他の必要な 情報を適切に提供する。
 - A) 調査結果により明らかとなった事実関係について、被害者である児童・生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。
 - B) 調査の進捗状況については、定期的、また適時に報告することが望ましい。
 - **C)** 調査により得た情報の提供に当たっては、提供した児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報の保護に十分に配慮し、適切に提供する。
 - D) 調査に先立ち、アンケート等の結果については、被害者となった児童・生徒やその保護者に、その情報を提供する場合があることを、調査対象となる児童・生徒やその保護者に事前に説明する。
 - E) 調査結果を公表する場合は、公表の仕方やその内容等を、被害者児童・生徒やその保護者と確認し、承諾を得る。
 - F) 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止の観点より、重大事態 の調査結果について、他の児童・生徒、または保護者に対して説明を行うことを 検討する。
 - **G)** 調査の進捗状況や調査結果、その後の対応方針等について、適時、町教育委員会に報告・相談するとともに、町教育委員会を通じて町長に報告・説明する。

(3) その他

- 1 地区学校安全推進委員会の実施を検討・実施し、保護者や地域の代表者と情報交換 に努める。
 - 1) 会への参加を願う主な組織
 - A) PTA、放課後子供クラブ、民生児童委員、教育後援会、安全パトロール 隊、こども110番の家、交番、地区有識者 など
 - 2 いじめに関する近年の動向について、日頃から情報や参考資料 (・「改訂版 いじめ対応ハンドブック」 [富山県教育委員会]、「幼・小・中学校教育指導の重点」より「生徒指導」等 [富山県教育委員会]等)を基に研修を進めることで、校内でのいじめ予防に繋げたり、対策を検討したりするための参考とする。 (ネットトラブル、新型コロナウイルス感染、性同一性障害に関するいじめ等)

6 人権侵害

(1) 児童・生徒並びに教職員の人権に対する意識の向上を随時図るとともに、人権侵害の 事案が起きた場合には、適切に対応し、被害児童・生徒及び教職員の人権を守るよう 努める。【人権侵害対応】(図8)

7 その他

本基本方針は、町校長会等において、国の動向等を勘案して定期的に見直し等を検討し、必要があると認められる場合は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【いじめ対策生徒指導委員会】(図6)

「組織構成]

- 校長
- 教頭
- · 生徒指導主事 · 教務主任
- 養護教諭
- 特別支援コーディネーター
- 関係職員
- ・スクールカウンセラー

(・スクールソーシャルワー

カー)

[取組内容]

- ・いじめ対策の検討
- ・ 方針に基づく取組の実施
- ・ 取組の年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 相談と通報の窓口
- ・ 情報収集と記録(調査の実施)
- ・ 事案発生時の緊急対応や指導
- ・ 一旦、解決した後の継続的な見守り

[関係機関]

批

X

学

夶

安

全

推

進委

員

会

- ◆ 富山県教育委員会
- ◆ 上市町教育委員会
- ◆ 東部教育事務所
- ◆ 上市町役場福祉課
- ◆ 上市警察署

[外部専門家]

- ◆ 心理や福祉の専門家
- ◆ 弁護士
- ◆ 医師

[関係者]

- ◆ 保護者
- ◆ 地域



いじめ調査・対応部会

[組織構成]

- · 生徒指導主事
- · 学級担任
- · 担当教員
- · 養護教諭

[取組内容]

- ・ いじめの実態把握
- ・ 情報の迅速な共有
- 指導対応に当たっての連絡 調整
- 関係児童・生徒への事実確認及び指導
- ・ 保護者との連携



いじめ防止部会

[組織構成]

- 教務主任(研究主任)
- 生徒指導主事
- 道徳教育推進教師
- 特別活動主任

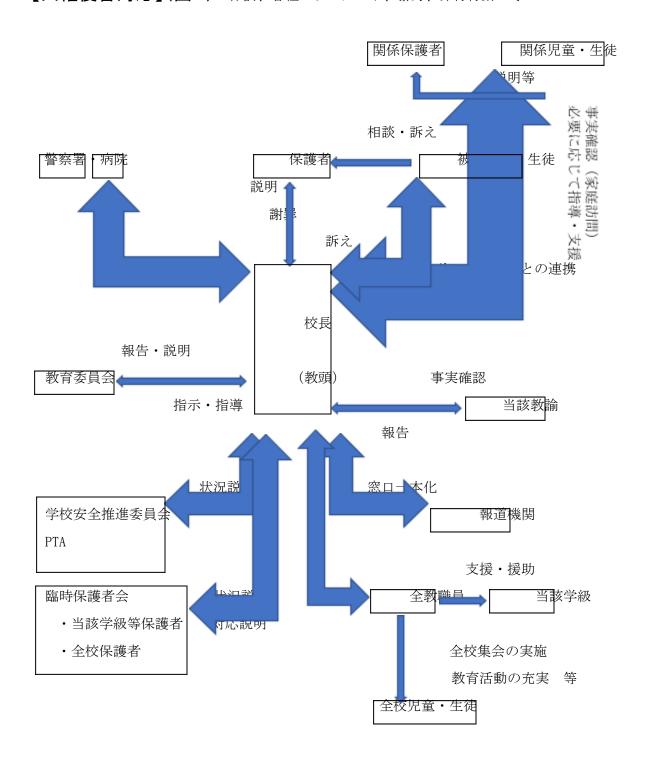
[取組内容]

- ・ いじめの未然防止に向けた道徳 の指導計画の立案と推進
- 特別活動の推進計画立案と推進
- 授業力の向上
- 教育相談や生徒指導事例に関する研修
- ・ いじめの理解や防止に関する研 修



【いじめが起きた時の組織対応】(図7) 安全確 いじめられた子供・気になる子供の発見 保 (日常の観察・アンケート・教育相談・周りや本人の訴え等から) 発見した(情報を得た)教職員 連絡 連携 報 管理職 学 級 担 任 保護 校長・教頭 指 報告 連携 報 ₩ 招集・指揮 生 徒 指 導 主 事 連絡・調整・報信 【いじめ対策生徒指導委員会】 いじめの状況の報告・共通理解 職員会議 調査方法や分担の決定 全教職員 調査班の編成(状況に応じたメン バーの決定) 調査した内容の報告と事実関係の把 共通理解 共通時実践 対応方針の決定と指導体制の構築 対応班の編成(調査内容に応じたメ ンバーの決定) 対応班によるいじめ解消に向けた指 報告 - 旦解決した後の継続的な見守り 連隽 支援 連携 関係諸機関 上市警察署 上市町教育委員会 472-0110 472-1111 (内線 保護者・地域 富山児童相 341) 談所 472-2421 423-4000

【人権侵害対応】(図8): 体罰、各種ハラスメント、暴力、非行行動等



R7 情報・プログラミング教育計 画

- 1 目指す子供の姿
- 2 目指す資質・能力
- 3 目指す資質・能力を育む上で関連する各 教科等の力
- 4 資質·能力育成系統表
- 5 ICTスキルスタンダード

情報・プログラミング教育計画

1 目指す子供の姿

- 1 コンピュータ等、情報端末の基本的な使い方を身に付け、日常の道具として使いこなす子供(デジタルリ テラシー)
- 2 論理的な思考を身に付け、コンピュータ等の情報端末を活用して問題解決しようとする子供(論理的思考)
- 3 マナーやルールを守り、安全にネットを使う子供(メディアリテラシー)

2 目指す資質・能力

<u>- 111177</u>	<u> </u>			
デッ・タルリテラシー (基礎的な知 識及び技能)	・身近な生活で、コンピュータ等の情報機器が活用されてい解決ことや、問題の手順がには、必ずには、必ずには、必ずには、必ずには、必ずには、必ずには、必ずにないない。	・ 問題解決には、必要 な手順があることが 分かる。	問題解決の手順は、様々に工夫することができることが分かる。身近な生活の中で、コンピュータ等が活用されていることに気付く。	・ 問題解決の手順を論理的に組み立てる ことのよさが分かる。 ・ 体験を通して、プログラムの働きやよ さ、情報技術が社会を支えていること に気付く。 ・ 様々なツールを使いこなせる。
論理的思考 (思考力、判 断力、表現力 等)	・ 発達の段階に即して、論理的思考(プログラミング的思考)を育成する。	・ 始め キャ・終わりの 構成 できた さい まい	意図する一連の活動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要かを考える。 内容の中心を明確にし、まとまりをつくったり、自分の考えと理由の関係性を明確にしたりしてまとめる。	・問題解決に必要な情報を、視点を定めて分類したり、多面的に検討したりする。 ・意図する一連の活動を実現するため、 動きの組み合わせや意図した活動に近づくための改善策を考える。
メディアリテ ラシー (学びに向か うカ、人間 性)	・発達の段階に即し て、コンピュータ等 の情報機器の働き を、よりよりに生か 社会づるも うとなる する。	・ 自分たちの身の回りの情報機器に親しみ、進んで利用しようとする。 ・ 友達と協力して活動に取り組む。	・ 身の回りには、様々な情報機器が利用されていることに気付くとともに、目的に応じて利用しようとする。 ・ 課題解決に向け、粘り強くやり抜こうとする。	・ 身の回りの情報機器を、問題解決や、 意図・目的に応じて適切に利用しよう とする。 ・ 情報技術のよさや価値を、社会や自分 の将来に関連付けて考える。 ・ 様々なツールの良さと課題を考えなが ら、使いこなすことができる。

3 目指す資質・能力を育む上で、関連する各教科等の力

· 克莱克里里精质保护	- 関連的四条の名詞語を	香港有商品查查 图图	: 東京東京記集四個語	要な男子を表表現と	を見信祭房でお意理:
- 李祖宗皇皇皇皇皇 	- 原物財政者の実践がど	電力を呼信を応収 定	- 建加度信息包度系统	三大大学	関すで神神を発明を

↑ 道徳科及び道徳教育との関連 1

情報モラルについての学習

- ・ 道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において、人間としてどのように対処することが望まれるか、判断する力(道徳的判断力)
- ・ 人間としてよりよい生き方や、善を志向する感情(道徳的心情)
- ・ 道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的実践意欲と態度)

4 資質・能力育成系統表

4	資質・能力育成系統表		
	デジタルリテラシー(知識、技能)	論理的思考(思考力、判断力、表現 力等)	メディアリテラシー(学びに向かう力、人間 性)
小学校低学年	ことができる。 3 知りたいことを、インターネットで調べることができる。 4 アプリを使って、絵や文字をかくことができる。 5 アプリを使ってつくったものを、先生に提出することができる。 6 カメラ(アプリ)を使って、動画や写真を撮影する。	 知りたいことは、なるべく自分の力で調べるようにしている。 相手に伝わるように、声の大きさに気を付けて話すことができる。 写真や絵を見せながら発表できる。 人の話をよく聞いて、質問や感想を言うことができる。 	 A) IDやパスワードが、大切であることを知っている。 B) 自分の情報(名前、住所、電話番号、パスワード等)を、教えないようにしている。 C) 他の人の写真を、勝手に撮ってはいけないことを知っている。 D) 他の人がつくったものや情報を、勝手に使ってはいけないことを知っている。 E) タブレット端末を使う時のルールを守り、大切に使っている。
小学校中学年	1 ローマキスカで、短い文書の入力ができる。(1分間20文字以上) 2 タブレット端末で写真や動画を撮り、要らないデータは削除することがききる。キーワードを入力して調べることができる。4 アプリを使って、文字やきる。5 身の回りの生活の中で、コンピュータやインターネットが使われていることを知っている。	 集めた情報から必要なものを選ぶことができる。 調べたことを、アプリを使って、表やグラフなどをつく、様々な方法(インターネット、本、の鑑等)で、情報を探すようにしている。 アプリを使って、写真や紹正とを発表するにしている。 アプリをはべたことや考えたことを発表することを発表することだ情報をまとめて、発表するなどの活動を振り返って、簡単なプログラムをつくることができる。 	A) 個人情報やID (ユーザー名)、パスワワードが大切であることを知っている。 B) 自分や他の人の個人情報(名前、住所、には所入りである。(こ) 他の人でなっている。 C) 他の人を負責を撮る時や、他の人のなったものを使う時には、その人のか可なった。 D) タブレット端末で、メッセージや画像でよっている。 D) タブレット端末で、が見かかなとがき考えている。 E) 人をだまそうとする情報や、危険なホームでに大人に相談調をがき考えている。 E) 人をだきまる。 C) 必要に応じている。 G) 課題を解決するために、簡単なプログラムをつくることができる。
小学校高学年	1 ローマ字入力で、長い文書を正確に入力することができる。(1分間50文字以上) 2 インターネットで調べたいことを、複数のキーワードを組み合わせて調べるなど、迅速に、そして適切に調べることができる。 3 目的に応じた図、写真等を選び、取り入れ、スライドや文書を作成することができる。	 知りたいことを、複数の方法(インターネット、本、図鑑等)で調べ、きる。し、選を比較し、選絡果や資料を読みできる。 実験結果や資料を読みできる。 実験もグラフにして整理・選択するる。 自分の考えが料を使って、伝えることができる。理由や根拠となる資料を使って、伝えることができる。 調べた情報を他の情報と比較した通し人の意考えを見直すこときる。 伝えたいことが、相手にしっかりと伝わっているか、表し方や伝え方を振り返るようにしている。 	A) 個人情報をネットワーク上に書きでは、 ID やパスワード クラーク上に書きでは、 で
中学生	字とアルに入力することができる。(1分間60文字以上) 2 端末で撮影した写真や動画を、アプリを使って撮影した写真や動画を、アプリを使って撮影した写真や動画を、キュメントに挿入したりなができる情報を、情報源の信頼性を判断し、適切に活用することが存った場所できる。 4 目的に資質を表現して、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では	 課題に対して複数の方法で調べ、情報を比較し、より適切な情報を、選択して活用することができる。 目的に応じた表現媒体を選び、自分の考えがより的確に伝わるように、表現を工夫することができる。 他者の考えと比較しながら、目的や意図に応じずれるととができる。よく理解している。 課題を解決することを、よく理解している。課題を解決するために、プログラムを命令を複数考え、それぞれのよさとができる。 	A) 個人情報やパスワードを、安全に管理している。 B) SNSIC、他の人の写真、個人情報、文書等を載せないよう常に気を付け、実践している。 C) SNSを使う時は、受け手の状況や気持ちを考えて、コミュニケーションをとることができる。方」でくくって、そのまま抜き置いなどを「」でくくって、そのままにしたり、記載したり、記載したり、記載したり、記載したり、記載したり、記載したり、記載したり、記載したり、記載したり、悪意のある情報によるできる。を考にしたり、記述とができる。を理解して、発信者の意図でいる。 E) 誤った情報や、悪意のある情報による被害に遭わないための対処法を、発信者の意図している。 F) 各種メディアの情報には、発信者の意図でいる。 G) 情報を発信する時には、その情報がずるたいがあることや、その怖さをよく理解して困ったことや分からないことがある時に、自分で対処方法を調べてきる。 H) ICT機器に関して困ったことや分からないことがある時に、自分で対処方法を調べてきる。
5 I	CTスキルスタンダード(活用したい	アフリと発達段階に応じた使い方等。)

チームス(スカイメ	e−ライブラリ	エクセル(ワード (Word	パワーポイン
Teams)	ニュー(Excel))	١ (
	SKYMENU)				PowerPoint)

小 1	先生のコメントを 見るスタンプを送るビデオ会議に参加	・ペンやスタンプが使 える。 ・手書きで文字入力 ・写真が撮れる	・学校でする。			
	する					
小2	・ 写真を撮り、送 る。	・画面切り取り ・発表ノート(手書 き)	· 家でする。(宿題 配信)			
小3	· コメントが書け る。	発表ノート(ローマ 字入力)	・ 振り返りで解き直 し	・簡単なデータ入力	・簡単な文字入力	· 簡単なスライドの 作成
小4	・ ビデオ会議で資料 の共有ができる ・ ファイルの送信が できる	・動画比較 ・マッピング ・グルーピング	・ 自分で問題を選ぶ	・表やグラフの作成		
小 5	・ 共同編集 (Excel 、Word、 PowerPoint) ができる ・ 共同編集のファイ ルにコメントを残せる		・ テスト勉強で使う	・簡単な表計算 ・ 共同編集ができる	・ 作文やレイアウト の整理	
小6	課題FORMSによるアンケートの作成・実施ファイルの送受信		· 1~6年生の問題 を解く		・ 総合の時間など、 授業で活用	・ アニメー ション
中学	・ オンライン授業 (共有モード、ブ レークアウトルー ム) ・ プレゼン動画を送 る	・発表ノート ・プログラミング ・フローチャートの作 成	· 自主学習での予習 と復習	・ グラフや表の適切な加工 ・ データベースの並べ替え ・ 共同編集ができる	・ 写真画像等の加工・ レイアウトの工夫	・ 目的に応 じた資料作成

	タイピング	らっこたん	フォームズ(Forms)	ディスレクシア音 読指導アプリ	プログラミング (ソフト)
小 1	・ ひらがな入力		・・選択式のアンケー	・平仮名、片仮名の発	プログラミングロ
小2	・ 手書き入力		トに答えることがで きる	音	ボット トゥルー トゥルー
小3	・ ローマ字入力(1	・タッチタイピング習	・記述式のアンケー		ビスケット
小 4	分間20文字以上)	得コースによる個別 練習	トに 答えることができ る		スクラッチ
小 5	· ローマ字入力(1		・目的に応じたアン]	
小 6	分間50文字以上)		ケートを自分で作成		
中学	· ローマ字入力(1 分間60文字以上)		できる		